

中国のフィンテック規制強化とその影響

李 立 栄

一、はじめに

中国のフィンテック (FinTech)⁽¹⁾ は、インターネット企業の電子商取引決済プラットフォームにおける金融商品販売から発展し、サービスを様々な分野に広げて急速に拡大した。たとえば、人工知能を活用してユーザーの信用リスクを評価し、他国に先駆けて多彩なサービスを有機的に展開した。この発展の背景には、膨大なビッグデータの蓄積、複占プラットフォームによるネットワーク

効果、イノベーションが容易な規制環境、従来型金融サービスとの大きな利便性格差、など様々な要因が指摘されている。

このような世界で、先導的なサービスを開発・提供するフィンテックに対して、中国政府の姿勢には、これまで二つの側面があるように思われる。一つは、「穏健で寛容的な規制政策」を導入しながら、イギリスのサンドボックスの手法⁽²⁾に似た規制の実験を行うというスタンスである。もう一つは、二〇一五年以降に見られる、フィンテック分野の存在を公式に認定するとともにしつかり

とルールを定めて規制監督を強化するという方向性である。

本稿では、最近の中国当局のフィンテックに対する規制の変化を整理し、今後を展望するものである。

二、フィンテック企業のビジネスモデルとそのリスク、政府の対応

近年、アリババグループのようなビッグテック(以下、BigTech)⁽³⁾の金融業への参入は、金融システムにおいてますます重要な役割を果たしている。そのビジネスモデルは、既存の大規模な顧客ベースを持ち、顧客のデータを収集・分析し、その情報を利用してマネタイズすることである。

典型的な例として、中国のeコマースの取引の安全を図るために生まれたオンライン第三者決済

サービス「アリペイ(支付宝)」である。世界最大のフィンテック企業であるアントグループ(以下、ANT)は、アリペイを中核プラットフォームとして、傘下の企業を通じて多様な金融ビジネスを展開している(李「二〇一八a、b、二〇二一a、b」)。ANTはこのプラットフォームをベースに、コンシューマーファイナンス、P2Pレンディング、クラウドファンディング、ネット銀行、ネット証券、ネット保険、ネット基金(MF)、ネット理財などの生活に密着したサービスを提供している。その上、個人と企業の借り手、銀行や保険、ファンドなど従来の金融機関、少額ローン会社や保険理財会社、リース会社、質屋などの非金融機関、さらには個人と企業の投資家を取り込み、独自の金融エコシステムを形成して、資源の統合と共有により価値創造を図っている。

ところが、第三者決済分野においては、中国のフィンテック企業がすでに取扱金額においてSIFIs（システム上重要な金融機関）もしくはG-SIFIs（巨大金融機関）と同様にシステム上重要なプレイヤーとなっている。アリペイなどの決済業者が「余额宝」の仕組みで資金を集めて運用することは、マクロ的に見れば、銀行システム全体の預金コストの上昇を招く可能性がある（李「二〇一五a、b」）。つまり、中国のフィンテック企業がユーザーに無担保のMMFを販売する一方、調達した資金の約半分を満期三〇日未満の銀行預金またはインターバンクローンで運用しているが、MMFの大量償還が生じた場合、預金の引き出しを通じて銀行システム（金融システムの安定性）に影響を及ぼすリスクがある。

こうした巨大フィンテック企業もたらす潜在的なリスクに対して、二〇一五年以降、中国政府

は徐々に規制を強めるようになった。具体的には、二〇一五年七月、中国人民銀行が主導し、財政部、中国銀行業監督管理委員会（銀監会）、中国証券監督管理委員会（証監会）、中国保険監督管理委員会（保監会）など一〇の関連監督省庁が連名で、インターネットファイナンスの規制方針となる「インターネットファイナンスの健全な発展促進に関する指導意見（銀発「二〇一五」二二一号）」⁽⁵⁾を公表し、規制の大枠を示した。

また、二〇一六年四月、中国人民銀行をはじめ、公安部や最高人民検察院など一四の政府部門が連名で全国の地方政府宛に「非銀行決済機構のリスクに関する特別整理実施プラン（銀発「二〇一六」一一二号）」⁽⁶⁾の通達を发出し、第三者決済事業者の無免許経営や顧客資金の流用、違法な清算業務などに対する取締りの強化を要請した。さらに、二〇一七年一月、第三者決済事業者による

顧客資金の流用を防ぐため、中国人民銀行が「決済機関の顧客準備金の集中・預入に関する通知（銀弁発〔二〇一七〕十号）」⁽⁷⁾を公布し、第三者決済事業者に対して、人民銀行または指定商業銀行の顧客準備金口座に、一定基準（一〇～二四％）に従って顧客から預かった資金を預け入れるよう義務付けた。二〇一八年六月に「決済機関の顧客準備金の全てを集中・預入することに関する通知（銀弁発〔二〇一八〕一一四号）」⁽⁸⁾を公布し、これまでの基準を段階的に引き上げ、二〇一九年一月一四日までには一〇〇％の達成を求めた。

加えて、第三者決済における違法な清算業務に対処するため、二〇一七年八月、中国人民銀行が「非銀行決済機関のネットワーク決済業務の直接接続モデルから網聯清算プラットフォームへの移行に関する通知（銀支付〔二〇一七〕二〇九号）」⁽⁹⁾を公布し、従来の第三者決済機関と各銀行が直接

取引してきたオンライン決済業務を、二〇一八年六月から日本の全銀ネットに相当する統一した第三者決済プラットフォーム（網聯清算有限公司・網聯）⁽¹⁰⁾を経由するように義務付けた。これにより、第三者決済に関わるすべての清算が網聯経由で行われ、そのデータが人民銀行の監視下に置かれた。

二〇二〇年以降、金融当局がフィンテック企業に対する個別の業務指導を実施する一方、フィンテック企業の各種金融規制法案の整備をも加速させている。同年一月に「金融持ち株会社監督管理試行弁法」⁽¹¹⁾（以下、金持弁法）と「ネット小額資業務管理暫定弁法（意見募集稿）」⁽¹²⁾（以下、小額弁法）の二つの弁法が相次いで施行され、フィンテック企業への規制強化の姿勢が強まった。中国政府の規制強化の背景は、外部的な要因として、二〇一七年以降、世界各国の規制当局や金融

安定理事会（FSB）とG20を中心に、フィンテック企業に対する規制強化の国際協調の影響がある。国際的な規制監督の理念上では、「同じ業務・同じリスク・同じ規制」¹³を原則とし、フィンテックの発展促進と金融リスクの防止に重点を置いた。一方、内部的な要因として、中国政府は実体経済を支えるためのフィンテック企業とプラットフォーム企業の健全な発展と法整備を進めている。二〇二〇年以降、中国政府は中央経済工作会議や中央財經委員会などの重要会議で、独占禁止と無秩序な資本拡大の防止を再三強調している。規制監督当局は、金融市場における違法行為を厳しく取り締まり、無秩序の資本拡大を抑制するとともに、プラットフォーム関連企業の監督システムの整備や、公平競争と金融市場秩序の安定維持に努める方針を打ち出した。以下では、両規制の規制導入の背景と概要をみておこう。

三、強まるフィンテック企業への規制強化とその影響

(1) 規制導入の狙い

一つ目の金持弁法は、二〇一九年七月より中国人民銀行がパブリックコメントを募集し、二〇二〇年七月に同行の審議を経て、政府（党・國務院）同意のもと、一月に施行した。規制導入の背景として、次の二点が指摘できる。第一は、フィンテック企業の巨大化に伴うリスクの増大である。中国では、非金融企業の出資によって設立された金融グループ（フィンテック企業）の規制がなく、監督の空白地帯を生み出していた。フィンテック企業が金融機関と同様な事業を展開しても、厳しい自己資本規制を受けていないため、有利に事業を拡大することができた。例えば、AN

Tはアリペイを中核プラットフォームとして、一〇億人超のユーザーにMMF（余額宝）、オンライン・コンシューマー・ファイナンス（蚂蟥花呗・蚂蟥借呗）、中小企業向けネット小口融資（網商貸）、ネット專業保険（衆安保險）、クラウドファンディング（蚂蟥達客）などを展開し、中国のフィンテック業界をリードしている。とりわけ、アリペイが第三者決済における中国国内シェアは約五割で、モバイル決済市場に限れば約六割¹⁴に達しており、一社独占状態が続いた。このような急成長のなか、ANTの主力であるデジタル・フィンテック・プラットフォームの融資関連業務（CreditTech¹⁵）の問題が浮上した。ANTは自己資本を利用して貸出または担保を行っていないため、実際の貸出リスクを提携金融機関に転嫁していたのだ。

第二は、フィンテック企業に対する法規制の不

備である。フィンテック企業は、中国の二重構造の金融体制（金融双軌制）において一定の役割を担っている。銀行を中心とする従来型の資金仲介と異なり、金融サービス効率の向上と個人・中小零細企業向けの金融包摂の普及に重要な役割を果たした。しかし、一部のフィンテック企業は、利益を追求するあまり、規制裁定取引を狙った金融事業を次々と展開し、高レバレッジと期間ミスマッチの問題が顕在化して、システムリスクが次第に蓄積されていた。

フィンテック企業の主なリスクとして、①リスク隔離メカニズムが欠如したまま、金融事業と実業が混在し、リスクが交互に伝播しうること、②持ち株会社と支配会社間の支配関係あるいは受益関係が不透明で、リスクが隠蔽されていること、③持ち株会社全体に対する資本制約がなく、リスクを防御できる真の資本が不足していること、④

一部の親会社が支配する金融機関の経営に関与し、関連取引を利用して利益を流用するなど、金融機関と投資家の利益を損なっていること、などが挙げられる。⁶⁶⁾そのため、法規制の不備とシステミックリスクの防止を目的として、中国人民銀行が「金融持ち株会社監督管理試行弁法」が制定された。その主な概要は以下の四点に要約される。

第一に、金融持ち株会社の設立を中国人民銀行による許認可制とし、中国人民銀行の監督下に置かれる。金持弁法によれば、二つ以上の異なる種類の金融機関を支配する非金融企業で、かつ、グループの取扱い資産が一定規模（銀行保有の場合は総資産五、〇〇〇億元以上、銀行を含まない場合は総資産一、〇〇〇億元または受託管理する総資産が五、〇〇〇億元以上）に達した場合、法施行されてから一二月以内中国人民銀行に金融持ち株会社の設立を申請し、事業ライセンスを取得

したうえで、中国人民銀行の監督を受けなければならぬ。すなわち、金融持ち株会社の事業ライセンスを持たないフィンテック企業は、今後、複数の金融機関への出資やグループによる金融事業の展開に大きな制約を受けることになる。

第二に、出資構成の簡明化を求め、グループ間の株式持ち合いを禁止した。金持弁法では、金融持ち株会社の実質支配者と最終受益者が識別できることを要求し、金融持ち株会社の支配する金融機関による親会社の株式保有、または、支配する金融機関同士の株式相互保有を禁じた。さらに、同一出資者及び関係当事者、共同保有者が主要株主として参画できる金融持ち株会社は二社まで、支配株主と実質支配者として参画できる金融持ち株会社は一社までに制限した。

第三に、グループ全体の連結財務諸表に基づいたリスク管理を基本とし、金融持ち株会社に資本

補充メカニズムの確立を求めた。金持弁法では、金融持ち株会社、その支配する金融機関及びグループ全体の資本が資産規模とリスク水準に見合うよう、資本の充足を図るとともに、金融持ち株会社が支配する金融機関に資本不足が生じた時、親会社によるタイムリーな資本補充を行わなければならぬと定めた。なお、資本充足の水準などの詳細については、中国人民銀行が別途制定するとしているが、本稿執筆時点ではまだ開示されていない。

第四に、親会社による支配下にある金融機関への経営関与や虚偽の出資、株主への利益供与などの行為を禁じた。金持弁法では、金融持ち株会社が出資管理業務を基本とし、商業性の経営活動や支配下にある金融機関の独立経営に関与してはならないと定めた。金融持ち株会社による傘下金融機関への虚偽の出資や、循環出資などを禁じると

ともに、金融持ち株会社及びその傘下の金融機関が、金融持ち株会社の株主に無担保で融資してはならないと制限した。

もう一つの規制強化の法案は、ANT上場延期の公表日二〇二〇年一月三日に公布・即施行された小額弁法である。小額弁法の主な内容は次の通りである。①監督当局の許認可制により、小額融資会社に事業ライセンスの取得を義務付け、かつ三年ごとに更新を課したことである。更新がでなかつた場合、残存の業務を清算しなければならぬ。②レバレッジによる貸出は、純資産の五倍までとした。このうち、銀行や株主からの借入などで調達した残高は純資産の一倍まで、債券や資産証券化商品などで調達した資金の残高は純資産の四倍までと上限を設けた。③一件あたりの提携融資における小額融資会社の拠出比率を最低三〇%としたことである。④省級行政区を跨った事

図表1 ネット小額融資業務管理暫定弁法（意見募集稿）の概要

	概要
位置づけ	・ 小額・分散の原則に基づき、零細企業や農民など低収入の人々を対象にサービスを提供し、金融包摂の理念に沿って、実体経済の発展を支えなければならない。
登録資本	・ 登録資本金は10億元以上 ・ 省級行政区を跨った経営を実施する場合、登録資本金は50億元以上
事業ライセンス	・ 銀行業監督部門による許認可制。 ・ 事業ライセンスの有効期間は3年間。事業継続の場合は、満期から90日以内に再申請が必要。継続申請しない場合は、残存業務を清算しなければならない。
制限事項	・ 銀行借入、株主借入などで調達した資金残高は純資産の1倍、債券や資産証券化商品などで調達した資金残高は純資産の4倍までそれぞれ超えてはならない。 ・ 借り手の収入、全体負債、資産状況などに基づき、合理的な貸出金額と貸出期限を設定し、借り手の返済額はその返済能力を超えてはならない。 ・ ネット小額融資残高は、個人の場合、上限30万元または個人の直近3年の平均年収の1/3のどちらか低い方、法人の場合、上限100万元まで。 ・ 他の金融機関との共同融資における1件あたりの出資比率は30%を下回ってはならない。 ・ 同一出資者及びその関連当事者、共同保有者が主要株主として省級行政区を跨った業務を展開するネット小額融資会社への出資は2社まで、支配株主として出資する場合は1社まで。

〔出所〕 中国銀保監会・中国人民銀行「ネット小額融資業務管理暫定弁法（意見募集稿）」より筆者作成

業を展開する小額融資会社に出資する場合、主要株主として参画できるのが二社まで、支配株主として参画できるのが一社のみと制限したことである（図表1）。

(2) フィンテック企業への影響

上述の二つ弁法の規制導入を受けて、中国のフィンテック企業、とりわけANTの企業統治のあり方や資本構成、事業展開などに大きな影響を与えている。

二〇二一年四月に、金融当局がANTに提示した事業改革案は主に次の五点が挙げられる。第一に、決済業務における不当競争を改め、消費者により多くの決済選択肢を与えるとともに、第三者決済のアリペイと後払い・分割払いの「花呗」、消費者ローンの「借唄」などの金融商品との不当な抱き合わせ販売の中止や、決済サービスのリン

クに貸出業務を組み込むことなど違法な行為を正す。第二に、情報の独占を禁止する。「征信業管理条例」⁽⁷⁾の要件に従い、個人信用調査業務の事業ライセンスを取得して、「合法で必要最低限」という原則に従って個人情報情報を収集・利用し、個人と国家の情報セキュリティを保障する。第三に、A N Tの金融持ち株会社を設立し、金融活動に従事する会社をすべて同金融持ち株会社の傘下に収め、金融当局の監督を受けるとともに、リスク隔離措置を確保し、関連取引も規制監督に服する。第四に、企業統治を強化し、違法な貸出や保険、投資商品販売などの金融活動を改め、高レバレッジを抑制してリスク伝播を防止する。第五に、ファンドの流動性リスクをコントロールし、自主的に「余額宝」の発行残高を圧縮する。

また、上述小額弁法において、A N Tの経営に及ぼす主な影響は、次の二点が指摘できる。第一

は、支配株主の出資制限により、A N Tは「花唄」と「借唄」を同時に傘下に収めることができない。現状、A N Tが支配株主として、二つの小額融資会社を擁している。後払い・分割払いの「花唄」を運営する「重慶市蚂蟥小微小額融資有限公司」と、消費者ローンの「借唄」を運営する「重慶市蚂蟥商城小額融資有限公司」である。両社はいずれも全国規模で事業を展開しているため、小額弁法の規定に従えば、A N Tは両社のうち一社の支配権を放棄しなければならない。

第二は、レバレッジの基準に満たすため、自己資本を増強する。A N Tの上場目論見書⁽⁸⁾によれば、二〇二〇年六月末、同グループの融資プラットフォームを通じて提供した消費者ローンの残高は約一・八兆元に上った。これらの消費者ローンの殆どはA N T傘下二社の小額融資会社と提携金融機関との共同融資によって実施されている。共

同融資の場合、小額融資会社の拠出が最低三〇％であるため、ANT傘下二社の融資残高は少なくとも五、四〇〇億元以上になる。融資は自己資本の五倍までというレバレッジ基準に従えば、ANT傘下二社の資本金は一、〇八〇億元以上を維持する必要があるところ、二〇二〇年六月末の両社の自己資本合計は三五八億元⁽⁹⁾と大幅に基準を下回っている。

なお、小額弁法の規制を受けて、二〇二一年四月一二日に、ANTは「花唄」「借唄」の両業務を新設の消費者金融会社へ移管することを発表した。同年六月三日、規制当局はANTの消費者金融子会社の開業を認可した。

四、規制強化の方向性

これまでの金融危機は常に異なる形で現れてき

た。いずれも金融の過度な自由化、金融イノベーションの複雑化、監督の不備及び規制裁定に起因し、マクロとミクロの監督・管理能力を超えていた。金融危機を経験した国の大半は、ステミックリスキが勃発する直前まで、貸出の急増とレバレッジの高止まりを経験している。これまでの教訓 (Learning by doing) から、ステミックリスキを防止するには、金融安定の枠組みを全面的に構築していく必要がある。規制監督だけでなく、良好なマクロ経済環境、整備された金融インフラ、秩序ある金融市場、健全な金融機関及び有効な危機処理メカニズムなども備わっていることが大事である。

今後、規制当局は、公正競争の促進や独占の禁止、無秩序の資本拡大の防止などの観点から、公平で厳格な監督を堅持していくと予想される。具体的には、第一に、技術革新は、根幹となる実体

経済・金融を支えなければならない。プラットフォーム事業者が金融業務を展開する場合、实体经济へのサービス提供や金融リスクの防止に努め、技術革新を違法行為のツールとして利用してはならない。違法経営に対し法に則って厳罰する。第二に、金融事業を展開する場合、事業ライセンスの保有を必須とし、金融活動をすべて金融監督下に収める。金融監督の能力を高め、監督枠組みの最適化を図るとともに、規制裁定取引を防止する。第三に、プラットフォーム事業者の規範化と発展を推進する。規制監督を強化し、市場独占の防止や知的財産権と個人プライバシーの保護に努めると同時に、デジタル経済の発展を促進し、金融サービスにおけるユーザー体験の向上やプラットフォーム事業者の国際競争力の維持と強化を図る。

規制当局は、これまで通り公平競争の市場環境

を創出し、民間資本による合法的なフィンテック事業の展開を支持するであろう。知的財産権を保護し、起業家精神を発揚させ、民間資本による市場の活力と技術革新の力を引き出すことに注力していくと考える。

五、おわりにー今後の展望

以上のことを踏まえて、中国でフィンテック企業への規制強化が一段と厳しくなり、また、金融システムの安定性を弱める過度のレバレッジや償還期日のミスマッチを予防することの重要性に対する認識が強まっているため、フィンテック企業の活動は抑制される公算が大きい。しかし、フィンテック企業への規制強化論は、積極的な視点からの評価も可能であるように思われる。むしろ、中国の異業種の金融業への参入を通じたイノベ

シヨンの促進は一定の成果を挙げ、フィンテック企業に対する法整備・規制改革は新しい局面に入ったと捉えるべきである。

近年、中国のフィンテック企業の発展は、従来の間接金融を中心とする伝統的な金融システムから金融市場改革や金融イノベーションの促進へのシフトを後押ししている。すなわち、銀行以外の非金融業の金融サービスが多様化し、金融システムにおいて重要な役割を果たすようになって、従来の金融機関による金融システムの寡占状態が弱まり、自由競争に基づく多角的な金融システムへの構造変化の動きが見られるようになった。ここでは、フィンテック企業は、金融イノベーションの活性化をいっそう加速させ、金融包摂の発展を考慮した金融サービスを提供することで、新たな「金融・社会のインフラ」(utilities)の役割を果たすようになっていると考えられる。

イノベーションは今後も進化しつづけ、その多くは我々に恩恵をもたらすであろう。これらの恩恵を目の当たりにして、それによって引き起こされる程度の金融システムの構造変化と破壊は、我慢というよりむしろ歓迎すべきである。イノベーションによってもたらす金融包摂と効率性のメリットを享受する一方、リスクをいかに緩和していくか、より一層冷静な判断が必要となる。

(注)

(1) フィンテック (FinTech: Financial Technology) は、Finance と Technology を組み合わせた言葉で、実態的には ICT の発達によって出現した、従来存在しなかったような様々な金融ビジネスの態様、あるいはネットベンチャー企業などが提供する金融サービスおよび金融関連サービスを指す。

(2) イギリスの FCA (金融行為規制機構) では、「Project Innovate」というプロジェクトを立ち上げて、消費者の利益にかなう金融サービス分野におけるイノベーションを奨

- 励している。安全面を確保しながら、一定の範囲内で実験的な取り組みを許容する「Sandbox」制度を提案している。
<https://www.fca.org.uk/your-fca/documents/regulatory-sandbox> (二〇二一年五月五日閲覧)
- (3) ビッグテック (BigTech) とは、中国のBAT (バイドゥ、アリババ、テンセント) や、アメリカのGAFAM (グーグル、アマゾン、フェイスブック、アップル、マイクロソフト) など確立されたテクノロジープラットフォームを持つ大企業のことである。詳細はBIS (二〇一九) とFSB (二〇一九) の論文に参照された。
- (4) 二〇一八年四月八日に、中国銀行業監督管理委員会 (銀監会) と中国保険監督管理委員会 (保監会) は統合された「中国銀行保険監督管理委員会」(銀保監会) となった。
- (5) 「関于促進互聯網金融健康發展的指導意見 (銀發〔二〇一五〕二二二號)」(二〇二一年五月五日閲覧) (http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201507/t20150720_1332370.htm)
- (6) 「非銀行支付機構風險專項整治工作實施方案 (銀發〔二〇一六〕一三二號)」(二〇二一年五月五日閲覧) (<http://www.pbcc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3159668/index.html>)
- (7) 「中国人民銀行公开行关于实施支付机构客户备付金集中存管有关事项的通知 (銀發〔二〇一七〕十號)」(二〇二一年五月五日閲覧) (<https://www.waizi.org.cn/law/16298.html>)
- (8) 「中国人民銀行公开行关于支付机构客户备付金全部集中交存有聞事宜的通知 (銀發〔二〇一八〕一四號)」(二〇二一年五月五日閲覧) (<http://upload.xinhuanet.com/2018/0630/1530334981569.pdf>)
- (9) 「中国人民銀行支付結算司关于将非銀行支付機構網銀支付業務由直連模式迁移至網聯平台处理的通知 (銀支付〔二〇一七〕二〇九號)」(二〇二一年五月二二日閲覧) (<https://www.waizi.org.cn/doc/23188.html>)
- (10) 網聯清算有限公司 (二〇二一年五月二二日閲覧) (<https://www.nucc.com/about.html>)
- (11) 「金融控股公司監督管理試行弁法」(二〇二一年五月二二日閲覧) (<http://www.pbcc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4092987/index.html>)
- (12) 中国銀保監会・中国人民銀行関于「网络小额贷款業務管理暫行弁法 (征求意见稿)」(二〇二一年五月二二日閲覧) (http://www.gov.cn/xinwen/2020-11/03/content_5556884.htm)
- (13) EBA, “same services/activities, same risks, same rules and same supervision” (二〇二一年五月二二日閲覧)

- (https://www.eba.europa.eu/node/82086/submission/63904)
- (14) Research 2020のデータに44%。
- (15) 二〇二〇年夏に公表された五〇〇頁を超えるANTの目録見書では、ANTの事業構造について、①電子決済及び加盟店サービス (Digital payment&Merchant service)、②デジタル・フィンテック・プラットフォーム (Digital finance technology platform)、③イノベーション業務とその他 (Innovation initiatives and others) の三つのビジネスラインがある。前二者である①電子決済及び加盟店サービスと、②デジタル・フィンテック・プラットフォームで二〇一九年の売上全体の九九・二%を占めており、ANTの二大事業を構成している。ANTの売上は、主に加盟店や個人から徴収する第三者決済サービス・アリの利用手数料と金融機関から徴収するデジタル・フィンテック・プラットフォームのサービス利用料から構成される。デジタル・フィンテック・プラットフォームには、さらにマイクロファイナンス情報を取り扱う融資 (CreditTech) プラットフォーム、ウェルスマネジメント情報を提供する投資 (InvestmentTech) プラットフォーム、保険や医療共済情報を提供する保険 (InsureTech) プラットフォームの三つに分類される。
- (16) 中国人民銀行「金融控股公司監督管理試行弁法(征求意见稿) (二〇一九年七月二十六日付) (二〇二〇年五月二日閲覧) (http://www.gov.cn/xinwen/2019-07/26/content_5415624.htm)
- (17) 「征信業管理条例」(二〇二〇年五月二日閲覧) (http://www.gov.cn/zwgk/2013-01/29/content_2322231.htm)
- (18) 「蚂蚁科技集团股份有限公司首次公开发行股票并在科创板上市招股说明书(申报稿) (二〇二〇年五月二日閲覧) (http://static.sse.com.cn/stock/information/c/202008/e731ee980f5247529ea824d20fcd293.pdf)
- (19) (https://www.weiyangx.com/374392.html) (二〇二〇年五月二日閲覧)

参考文献

- ・李立栄「二〇一三」:「シャドーパーキングの実態と金融システムの不安定性」『金融ビジネスの病態と素因—インセンティブ構造再設計の視点』第四章、金融財政事情研究会、一二月、pp.78-105。
- ・李立栄「二〇一五a」:「急成長する中国のコンシューマー向けインターネットファイナンス」『野村資本市場クォーターリー』2015 Vol.19-1 Summer、野村資本市場研究所、七月、pp.82-106。

- ・ 李立栄 [二〇一五b]. 「中国個人金融における異業種参入がもたらすイノベーションの進展—インターネットを活用した金融サービスの多様化—」『パーソナルファイナンス研究』(No.2)、パーソナルファイナンス学会、一二月、pp.67-85.
- ・ 李立栄 [二〇一七a]. 「独自の発展を遂げる中国のフィンテック」『国際金融』新年特別号、外国為替貿易研究会、一月、pp.42-51.
- ・ 李立栄 [二〇一七b]. 「中国のパーソナルファイナンスにおけるビッグデータの活用」パーソナルファイナンス学会著『パーソナルファイナンス研究の新しい地平』、文真堂、一月、pp.25-53.
- ・ 李立栄 [二〇一八a]. 「中国型フィンテックの発展モデルについて」証券経営研究会編『変貌する金融と証券業』、日本証券経済研究所、四月、pp.193-240.
- ・ 李立栄 [二〇一八b]. 「中国で進展するデータ駆動型金融—アリババグループの先進的な取り組み—」『国際金融』、外国為替貿易研究会、九月、pp.32-44.
- ・ 李立栄 [二〇一九]. 「中国で進展するデータ駆動型金融と今後の発展」『海外投融資』二〇一九年一月号、海外投融資情報財団、二月、pp.18-21.
- ・ 李立栄 [二〇二〇a]. 「人工知能を用いた与信業務の展開とその影響—中国の先進事例分析—」『大銀協フォーラム研究助成論文集』、一般社団法人大阪銀行協会、二月、p.1-23.
- ・ 李立栄 [二〇二〇b]. 「最近の中国のフィンテックの発展と我が国への示唆」『金融構造研究』第四二二号、一般社団法人全国地方銀行協会金融構造研究会、六月、pp.18-37.
- ・ 李立栄 [二〇二一a]. 「中国におけるデータ駆動型金融に関する研究」証券経営研究会編『現代金融資本市場の総括的分析』、日本証券経済研究所、二月、pp.44-85.
- ・ 李立栄 [二〇二一b]. 「中国のパーソナルファイナンスにおける人工知能(AI)の活用」Webジャーナル『パーソナルファイナンス研究』(No.7)、パーソナルファイナンス学会、三月、pp.25-46.
- ・ Andresen, Svein [2017]. "Regulation and Supervisory Issues from FinTech". Cambridge Centre for Alternative Finance conference on Navigating the contours of Alternative Finance, June.
- ・ BIS [2019]. "BigTech and the changing structure of financial intermediation." BIS Working Papers No 779, April.
- ・ Carney, Mark [2017]. "The Promise of FinTech-Something New Under the Sun?" Bank of England,

中国のフィンテック規制強化とその影響

January.

- ・ FSB [2017]. “Financial Stability Implications from FinTech” June
- ・ FSB [2019]. “BigTech in finance” December.
- ・ Shin, Hyun Song [2019]. “Big tech in finance: opportunities and risks” 89th Annual General Meeting, June.

(りりつせい・京都先端科学大学経済経営学部准教授、
当研究所客員研究員)